[事案 2021-223] 新契約無効請求

• 令和 4 年 5 月 23 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年12月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効にして、既払 込保険料を返還してほしい。

- (1)減額とは一部解約のことで、減額した場合、解約返戻金額が既払込保険料を大幅に下回ることを知らなかった。
- (2)契約に際し、保険料の原資は祖父からの暦年贈与であり、原資が尽きる数年以内に減額することを募集人に伝えている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、契約概要、注意喚起情報、ご契約のしおり・約款を使用して、適切な説明を行っている。
- (2)募集人が、申立人から、減額予定であるとの話を聞いた事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握する ため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不十分は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。